

美容師法施行細則

昭和33年11月13日

規則第56号

| | | |
|----|-------------------|-------------------|
| 改正 | 昭和35年4月1日規則第15号 | 昭和41年8月15日規則第46号 |
| | 昭和51年9月13日規則第36号 | 昭和54年3月29日規則第8号 |
| | 昭和54年10月1日規則第35号 | 昭和58年3月28日規則第15号 |
| | 昭和58年12月28日規則第45号 | 昭和60年9月30日規則第32号 |
| | 昭和61年3月17日規則第3号 | 平成元年3月27日規則第6号 |
| | 平成4年3月30日規則第21号 | 平成7年3月30日規則第16号 |
| | 平成9年3月31日規則第20号 | 平成10年3月30日規則第8号 |
| | 平成12年3月30日規則第19号 | 平成12年12月25日規則第57号 |
| | 平成13年3月29日規則第19号 | 平成14年3月28日規則第19号 |
| | 平成15年3月31日規則第33号 | 平成17年2月28日規則第4号 |
| | 平成18年3月20日規則第5号 | 平成24年7月23日規則第33号 |
| | 平成25年3月29日規則第30号 | 平成28年3月7日規則第3号 |
| | 平成29年3月16日規則第5号 | 平成31年1月15日規則第1号 |
| | 平成31年3月18日規則第9号 | 令和2年12月14日規則第61号 |
| | 令和3年3月29日規則第41号 | 令和5年12月11日規則第51号 |

美容師法施行細則を次のように制定する。

美容師法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）、美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）及び美容師法施行条例（平成11年長野県条例第49号。次条及び第3条において「条例」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成10年規則8号・12年19号・15年33号〕

(出張業務を行うことができる社会福祉施設等)

第2条 条例第2条第1号の規則で定める社会福祉施設等は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく救護施設
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づく病院及び診療所（診療所にあつては、患者を入院させるための施設を有するものに限る。）
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護老人保健施設及び介護医療院
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害者支援施設及び共同生活援助事業を行う事業所

全部改正〔平成15年規則33号〕、一部改正〔平成18年規則5号・25年30号・29年5号・31年1号・9号〕

(出張業務の承認)

第3条 条例第2条第3号の規定による承認を受けようとする者は、美容師出張業務承認申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第2条第3号の規定による承認をしたときは、美容師出張業務承認証を交付するものとする。

3 前項の美容師出張業務承認証は、出張業務中は当該出張業務を行う場所に掲示しておかなければならない。

一部改正〔昭和54年規則8号・61年3号・平成10年8号・14年19号・15年33号〕

(開設の届出書)

第4条 省令第19条第1項に規定する届出書は、美容所開設届(様式第2号)によらなければならない。

一部改正〔昭和54年規則8号・61年3号・平成10年8号・12年19号〕

(美容所の検査確認)

第5条 法第12条の規定による検査の結果、その構造設備が法第13条の措置を講ずるに適するものであることを確認したときは、美容所開設検査確認済証を交付するものとする。

一部改正〔昭和54年規則8号・61年3号・平成10年8号・12年19号〕

(承継の届出書)

第6条 省令第20条の2第1項、第21条第1項、第22条第1項又は第22条の2第1項に規定する承継の届出書は、美容所承継届(様式第3号)によらなければならない。

追加〔平成9年規則20号〕、一部改正〔平成10年規則8号・12年19号・13年19号・令和5年51号〕

(補則)

第7条 法、省令又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。

一部改正〔昭和54年規則8号・61年3号・平成9年20号・10年7号・12年19号・15年33号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 理容師、美容師法施行細則(昭和29年長野県規則第7号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 この規則施行の際、現に旧規則の規定に基づき提出された書類は、この規則で定める相当規定により提出されたものとみなす。

附 則(昭和35年4月1日規則第15号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて交付されている証票、許可証等は、当分の間、この規則による改正後の規則の規定に基づいて交付された証票、許可証等とみなす。

3 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

4 この規則施行前にこの規則による改正前の規則に基づいて調製した簿冊及び用紙は、この規則施行後においても、当分の間、使用することができる。

附 則（昭和41年8月15日規則第46号）

（施行期日）

この規則は、昭和41年8月16日から施行する。（後略）

附 則（昭和51年9月13日規則第36号）

（施行期日）

この規則は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月29日規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、昭和54年7月1日から施行する。

（経過処置）

2 この規則の施行の際、現に存する美容所の講ずべき衛生上必要な措置については、この規則施行後において増築し、又は改築する場合を除いては、この規則による改正後の美容師法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の美容師法施行細則の規定に基づいて提出又は交付されている書類は、改正後の規則の規定に基づいて提出又は交付された書類とみなす。

附 則（昭和54年10月1日規則第35号）

この規則は、昭和54年10月11日から施行する。（後略）

附 則（昭和58年3月28日規則第15号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年12月28日規則第45号）

この規則は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月30日規則第32号）

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。（後略）

附 則（昭和61年3月17日規則第3号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

（美容師法施行細則の一部改正に伴う経過処置）

2 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律（昭和60年法律第90号）附則第5条第2項の規定により美容師試験の学科試験の免除を受ける者に係るこの規則による改正後の美容師法施行細則第6条第2項の規定の適用については、同項第1号中「美容師試験学科試験合格証書の写し又は理容師試験学科試験合格証明書」とあるのは、「理容師法施行令等の一部を改正する政令（昭和60年政令第296号）による改正前の政令第2条第1項に規定する学科試験に合格したことを証する書類」とする。

3 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の美容師法施行細則（以下この項において「改正前の規則」という。）第10条第2項の規定により美容師実地習練票の交付を受けて実地習練を行つている者については、改正前の規則第11条及び第12条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成元年3月27日規則第6号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成4年3月30日規則第21号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成7年3月30日規則第16号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成9年3月31日規則第20号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日規則第8号）

改正 平成12年12月25日規則第57号

（施行期日）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過処置）

2 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号。次項及び附則第4項において「改正法」という。）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる美容師試験に係る公告等については、この規則による改正前の美容師法施行細則（次項及び附則第4項において「改正前の規則」という。）第5条から第7条まで、様式第4号及び様式第5号の規定は、平成12年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

3 改正法による改正前の美容師法（昭和32年法律第163号）の規定に基づく美容師試験（改正法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる美容師試験を含む。）の学科試験若しくは実地試験又は地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律（昭和60年法律第90号）第19条の規定による改正前の美容師法の規定に基づく美容師試験に合格した者に係る合格証明書の交付申請書については、改正前の規則第8条及び様式第6号の規定は、平成12年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

4 改正法附則第4条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる実地習練に係る届書等については、改正前の規則第9条、第10条及び様式第7号から様式第9号までの規定は、平成14年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

一部改正〔平成12年規則57号〕

附 則（平成12年3月30日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過処置）

2 平成12年4月1日前においてこの規則による廃止前及び改正前のそれぞれの規則の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月25日規則第57号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月29日規則第19号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日規則第19号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第33号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月28日規則第4号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号）第53条第8項（同法第89条第3項及び同法以外の法令において準用する場合を含む。）の規定により登記事項証明書とみなされる登記簿の謄本は、次の各号に掲げる規則の規定に規定する登記事項証明書とみなす。

(1)・(2) (略)

(3) 第3条の規定による改正後の美容師法施行細則様式第2号及び様式第3号

(4)・(5) (略)

附 則（平成18年3月20日規則第5号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月23日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第30号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成28年3月7日規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月15日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月18日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月14日規則第61号）

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第41号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月11日規則第51号）

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

W（様式第1号）（第3条関係）

美容師出張業務承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者名）

電話番号

下記のとおり、出張して美容の業務を行いたいので、承認してください。

記

- 1 出張しようとする場所
 - 2 出張業務を要する理由
 - 3 出張業務に従事する美容師の氏名、住所、生年月日、免許証番号及び従業する美容所名
 - 4 出張業務開始予定年月日
年 月 日
全部改正〔昭和35年規則15号〕、一部改正〔昭和61年規則3号・平成10年8号・12年19号・14年19号・15年33号・25年30号・令和3年41号〕
- ㊄（様式第2号）（第4条関係）

美 容 所 開 設 届

年 月 日

長野県知事 殿

長野県収入証紙欄

氏 名

(法人の場合はその名称及び
代表者名)

下記のとおり美容所を開設します。

| | | | | | | |
|---|-------|--------|---------|-------|--------------|--|
| 美容所の名称 | | | 所在地 | 電話 | | |
| 開設者 | 氏名 | 年 月 日生 | | | | |
| | 住所 | 電話 | | | | |
| 管理美容師 | 氏名 | 年 月 日生 | | | | |
| | 住所 | 電話 | | | | |
| 美容師 | 氏名 | 生年月日 | 免許証番号 | 交付年月日 | 伝染性疾病の有無及び病名 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| その他の従業者 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 開設予定年月日 | 年 月 日 | | 検査希望年月日 | 年 月 日 | | |
| 同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称 | | | | | | |
| 同一の場所における理容所について開設の届出がされている場合（同一の場所で現に理容所が開設されている場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時に行う場合を含む。）は、当該理容所の開設予定年月日 | | | | 年 月 日 | | |

| | | | | | |
|-----------------------|----------------------------|----------------|---------------|---------------|-------------|
| 構 造 の 設 備 | 作 業 場 の 設 備 | 構 造 | 造 階建 | | |
| | | 面 積 | 作業場 平方メートル | 待合所 平方メートル | 計 平方メートル |
| | | 住居等の区 画 | ガラス戸 板戸 | | |
| | | 使用材料 | 床 腰板 天井 | | |
| | | 美容いすの 種類・数量 | | | |
| | | 洗 髪 器 | 使用材料 | 使用水 | 排水処理 |
| | | 手指等の洗 浄設備 | 使用材料 | 使用水 | 排水処理 |
| | | 消 毒 方 法 | | | |
| | | 保管設備 | 未消毒 製 個、 | 消毒済 製 個 | |
| | | 計 量 器 数 | | | |
| | | 薬液容器 | 平型 個、 | 円筒型 個 | |
| | | 採 光 ・ 照 明 | 窓（有 無） | けい光灯 個、 | 白色灯 個 |
| | | 換 気 | 自然換気 動力換気 | | |
| | | 便 所 | 水洗 くみ取り | 専用 兼用 | 共同 |
| | そ の 他 | 毛髪箱 個 | 汚物箱 個 | | |

(注) 1 開設者欄には、法人の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者名を記入すること。

2 伝染性疾病とは、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病をいう。

(添付書類)

- 1 開設者が法人の場合は、登記事項証明書
- 2 美容師についての結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
- 3 管理美容師を置く場合は、管理美容師であることを証する書類
- 4 美容所の平面図（設備の配置及び寸法を明示すること。）及び付近の見取図
- 5 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 6 美容師免許証の写し

全部改正〔昭和54年規則8号〕、一部改正〔昭和58年規則45号・61年3号・平成元年6号・10年8号・12年19号・57号・17年4号・24年33号・28年3号・令和2年61号・3年41号・5年51号〕

W (様式第3号) (第6条関係)

(譲渡の場合)

美 容 所 承 継 届

年 月 日

長野県知事 殿

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者名)

年 月 日生 (法人の場合を除く。)

電話番号

下記のとおり、美容所について開設者の地位を承継しました。

記

- 1 営業を譲渡した者の住所及び氏名 (法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者名)
- 2 譲渡の年月日
- 3 美容所の名称及び所在地
- 4 美容所開設検査確認済証の交付年月日及び番号

- (添付書類)
- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - 2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
 - 3 届出者が法人の場合は、登記事項証明書

(相続、合併又は分割の場合)

美 容 所 承 継 届

年 月 日

長野県知事

殿

住所（合併又は分割による場合にあつては、法人
の主たる事務所の所在地）

氏名（合併又は分割による場合にあつては、法人
の名称及び代表者名）

年 月 日生 被相続人との続柄
（合併又は分割による場合を除く。）

電話番号

下記のとおり、美容所について開設者の地位を承継しました。

記

- 1 被相続人の住所及び氏名（合併又は分割による場合にあつては、合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名）
- 2 相続開始の年月日（合併又は分割による場合にあつては、合併又は分割の年月日）
- 3 美容所の名称及び所在地
- 4 美容所開設検査確認済証の交付年月日及び番号

(添付書類) 1 相続による場合にあつては、次に掲げる書類

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書
- 2 合併による場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- 3 分割による場合にあつては、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

全部改正〔令和5年規則51号〕